

## 山武市公告

### 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）の縦覧について

令和8年3月18日付けで公告した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに山武市に意見書を提出することができる。

令和8年3月31日

山武市長 松下 浩 明



1. 縦覧に供する書類の名称  
地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）
2. 縦覧期間  
令和8年3月31日から令和8年4月14日まで
3. 縦覧場所  
山武市役所 産業振興部農政課（山武市殿台296番地）
4. 意見書の提出方法
  - (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
  - (2) 意見書の提出期限は、令和8年4月14日とする。
  - (3) 意見書により直接持参、郵送又は電子メールにて提出してください。
  - (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は、執務時間内とします。
  - (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨を取りまとめ、結果を公告することとする。

## 変更理由書

### (1) 地域農業経営基盤強化促進計画の変更

地域農業経営基盤強化促進計画は、令和8年3月18日に変更されたが、今回、農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画における地域計画の変更を行うものである。

### (2) 地域計画の変更理由

- ・「農業を担う者」の追加、名称の変更
- ・白地（農振農用地外）部分の原則削除

No	変更した地区	主な変更箇所
1	成東・大富地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除 ・「農地を担う者」の名称変更
2	南郷地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
3	鳴浜地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除
4	緑海地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
5	睦岡地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除
6	日向地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
7	松尾地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除
8	豊岡地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
9	大平地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除
10	蓮沼地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除 ・「農地を担う者」追加に伴う、計画に位置付ける農地の増加
11	松尾町八田地区	・営農法人を立ち上げによる、担い手記載内容の変更
12	島地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除
13	早船地区	・白地（農振農用地外）部分の原則削除